

令和 8年 6月 29日
課 名： 総務課
内 線： 8415、8416
直 通： 0944-77-8415

指 名 停 止 措 置 状 況 書

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置建設業者等：住所 東京都港区港南二丁目15番2号
商号又は名称 株式会社 大林組
- 2 指名停止の期間： 令和8年6月29日～令和8年7月28日（1か月）
- 3 事実概要：
株式会社大林組は、同社が代表構成員を務める共同企業体が施工中の「中央新幹線第四南巨摩トンネル新設（東工区）ほか」において、令和6年10月4日に発生した労働災害について、所轄の労働基準監督署に事実と異なる説明を行っていたとして、同社及び同社社員2名が、労働安全衛生法違反により、令和8年3月24日付けで鯉沢簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。
- 4 指名停止の理由：
このことは、柳川市建設工事等指名停止措置要綱 別表第2の13に該当する。
従って、本件については、指名停止1か月とする。

【柳川市建設工事等指名停止措置要綱 別表第2の13に該当】

番号	項 目	措 置 要 件	期 間
13	不正又は不誠実な行為(業務に関する行為)	別表第1及びこの表に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、市発注工事等の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から1月以上9月以内